



上記当事者間の最高裁判所 平成25年（受）第278号事件につき同裁判所が平成25年3月28日言い渡した判決、及び令和2年（オ）第465号と令和2年（受）第596号事件につき同裁判所が令和2年11月13日に言い渡した判決の再審の訴えを提起する。

不服申立てにかかる決定の表示

平成25年（受）第278号事件 [REDACTED] 遺言無効判決を取り消す。  
被控訴人は控訴人に対し、 [REDACTED] 支払え：  
訴訟費用は、前審及び再審を含め被控訴人の負担とする

(  別紙のとおり )

再 審 の 趣 旨

- 1) 平成25年（受）第278号事件の最高裁判決、高裁判決、地裁判決を取り消す。
- 2) [REDACTED] の公正証書遺言を取り消す。
- 3) 令和2年（オ）第465号と令和2年（受）第596号事件の最高裁判決、高裁判決、地裁判決を取り消す。
- 4) 訴訟費用は、前審及び再審を含め被控訴人の負担とする

再 審 の 理 由

平成25年（受）第278号事件の判決は憲法29条財産権に対する違憲判決である。  
[REDACTED] の遺言は、控訴人の財産である控訴人居住住居の一部である玄関庇屋根とその支柱を破壊せしめることが必要であり、また玄関庇屋根を一部失うことは控訴人住居の財産的価値を著しく減損せしめる遺言である。これは、令和2年（オ）第465号と令和2年（受）第596号事件判決で明白になった。  
すなわち、令和2年第465号、第596号の添付地積測量図のDP9からDP10、DP10からDP11の囲障が控訴人所有物の玄関庇屋根と交差している。これは玄関庇の一部を破壊することを暗黙的に指示している。  
  
この違憲の遺言にもとづき行われた判決である令和2年（オ）第465号と令和2年（受）第596号事件の判決も違憲判決である。

添付) 令和2年第465号、第596号の地積測量図